

平成 18 年

総務教育常任委員会会議録

平成 18 年 11 月 28 日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

平成18年

総務教育常任委員会

平成18年11月28日(火曜日)

◎調査事件

(1)住民記録等電算システムの更新について

◎出席委員(6名)

委員長	平野隆雄	副委員長	安藤安雄
委員	滝川明子	委員	佐藤多市
委員	加藤雅行	委員	溝部幸基

◎欠席委員(1名)

委員 杉村欣一

◎出席説明員

助 役	竹下泰弘	財務課財務グループ参事	花田春夫
財務課財務グループ総括主査	谷藤悟	総務課企画グループ参事	土門修一
総務課企画グループ総括主査	前田勝広	町民課住民グループ参事	川岸勤

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	大坂屋昌輝	議会グループ総括主査	石堂一志
--------	-------	------------	------

(開会 午前10時00分)

○**委員長(平野隆雄)** おはようございます。

ただいまから、総務教育常任委員会を開会いたします。

本日、杉村欣一委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご了承願います。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の調査事件は、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

案件の調査に入る前に、申し出により竹下助役のあいさつを行います。

竹下助役。

○**助役(竹下泰弘)** おはようございます。

委員の皆様におかれましては、早朝からご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本来ですと町長が出席のうえ、ごあいさつを申し上げるところでございますけれども、公務出張のため、代わりまして私のほうからごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日の調査事件でございますが、住民記録等電算システムの更新についてでございます。

これらにつきましては、総合開発計画の前期実施計画に登載しております電算関係の事業並びに今後の電子自治体システムの構築に向けた情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてと合わせてご審議をいただくものでございます。

住民記録等電算システムの更新につきましては、9月の行政報告でも申し上げてございますけれども、現在、稼動しておりますシステムが平成19年の6月をもって運用が不可能となることから、システムの更新手続を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、更新につきましては、当初、自立プランの策定ということもあって、現況の財政事情を勘案しながら総合開発計画の後期計画に登載すべきと考えてございましたが、緊急な措置として今年度の開発計画のローリング時に計画登載をさせていただいたところでございます。

財政的に、大変厳しい中での事業実施というこ

とで、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけし、お詫びを申し上げますが、諸般の事情をご理解いただき、事業の遂行にご協力いただきますよう、お願いを申し上げます。

案件それぞれの詳細な事項につきましては、こののち担当者から説明させますので、なにぶんよろしくお願いを申し上げます。

なお、報告事項として、12月定例会に提案予定の条例の制定などの事案についても提出してございますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

○**委員長(平野隆雄)** 竹下助役のあいさつが終わりました。

これより、案件の調査に入りますが、あらかじめ調査内容について、簡単にご説明いたします。

現在の住民記録等電算システムは、平成11年度に導入し、債務負担行為の終了した翌年度の平成17年度に機器の無償譲渡を受け、システムと機器の保守を委託し、運用しております。

このシステムは導入後7年を経過し、第4次総合開発計画の後期計画で更新を予定しておりましたが、本年7月にシステム開発業者及び保守委託業者から、経過年数などを理由に、サポートと機器の保守部品の提供を本年度中に終了するとの通告があり、町としては、業務に支障をきたすことから、現システムの更新費用を新年度予算に計上する予定であります。

本日は、更新システムのソフトウェア開発及び機器の選定、また、関連する電算機器の今後の更新計画やHARP構想に伴う条例の制定案などの資料が示されておりますので、これらについて調査をし、所管事務の一端にいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、調査事件1住民記録等電算システムの更新についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

はじめに、花田春夫財務グループ参事。

○**財務課長(花田春夫)** それでは、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

調査事件1の住民記録等電算システムの更新に

ついてでございます。

経過等について、これから読み上げて提案に変えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、1の住民記録等電算システムの導入経過についてでございます。

ただいま、委員長のほうからも経過説明にふれておりましたけれども、電子計算機の更新についてはシステム開発並びに機器の賃貸借の債務負担行為が終了する時期に、庁舎内にプロジェクトチームを設置し、最新のシステムに更新をいたしました。

現在、稼動しております住民記録等電算システムは、株式会社NECの統合型パッケージシステム（COKAS-N）を導入したものでございまして、平成11年度に住民記録システムのほか9システムを更新してございます。昭和61年度に初期導入した財務会計システムにつきましては、これまで修正を加えて運用してございます。

中ほどに、当初、平成11年に導入した内容について掲載してございまして、総額でソフトウェア、機器等で9,227万2,000円でございます。債務負担は平成11年から平成16年まででございます。

内容につきましては、業務的には基幹業務でございます1から9までのシステム並びに10の財務会計システムでございます。

2番目の住民記録等電算システムの更新についてということでございまして、電算システムの債務負担行為が平成16年度、いわゆる平成17年3月31日で終了したことによりまして、平成17年4月1日からは機器の無償譲渡を受けまして、現在は、システムと機器の保守を委託して運用してございます。

電算システムの更新については、導入から7年が経過し、新システムへの更新を検討しなければならないところでございましたけれども、財政逼迫の状況の中で自立プランを策定し、歳出削減を行いながらの財政運営であることから、第4次総合開発計画の後期計画に登載を予定したところで

ございます。

しかし、本年7月にシステム開発事業者及びシステム保守委託業者でありますSECより、平成19年6月、今年度中にサポートも機器の製造の部分についても打ち切りという申し出がございました。

本年3月には、すでに介護保険法の改正に伴いまして、平成11年8月に初期導入しました介護保険システムを更新しましたけれども、この場合において、終了するといったことの情報はございませんで、メーカーがシステムサポートを終了する理由として、当該システムを利用している自治体が全国的に少ないこと、最新のサーバOSで2003年版で稼動するシステムがすでに販売されていること、それとNT版における法改正のシステムが修正を行わない方針となったことによるものでございます。

法改正等のパッケージ対応が不可能となった場合には、平成19年度の各税の当初課税はできるものの、その後の課税状況等々の資料の業務支出に支障をきたすこととなります。

また、保守部品の提供がなくなることによりまして、機器の保守ができなくなりまして、システム停止という状況になることから現システムの更新が急務となったところでございます。

3番目のソフトウェア開発及び機器の今後の選定にあたってでございますが、ソフトウェア開発及び機器の選定にあたりまして、10月18日並びに10月31日に2社でございますけれども、現在導入していますSEC、あるいは松前町で導入していますHID社のデモンストレーションを行いました。

その結果、担当者と直接質疑応答の中で比較検討を行いまして、各担当からはアンケート等もいただいているところであります。

このことから、比較検討いたしましたけれども、現在、住民記録システムが7年目を迎え、この間大きなトラブルも無く稼動されていることから、信頼性、安定性からも職員が操作に熟知しているという現システムから最新のOS上で稼動するN

EC製のパッケージシステムによりソフト開発を実施することが最善の方法かなというふうに向付けをしてございます。

今年度中に住民記録等システムの更新を実施中の松前町においても、従前の委託業者のシステム更新で行われており、他社製品での更新におけるデータ交換費用の削減、あるいはデータ変換による障害発生の防止等を考慮しての更新であるということをお聞きしておりますので、当町においても、仮に他社のほうにデータ移行するとすれば、相当な業務料も発生すること等を捉えますと、現業者に更新したいということがベターだと思っております。

また、更新後のシステムの円滑な稼働を図るうえでソフトウェア・ハードウェアの保守に関しても一体とした業者に更新するのがベターかというふうを考えてございます。

財務会計につきましては、昭和61年度にオフィスコンピュータ用に独自開発したものを、住民記録等システム導入時における現システムの端末から操作ができるように一部改良を加えながら運用しているものでございまして、初期導入から20年が経過してございます。独自開発時の仕様のままでの稼働であることから拡張性がなく、各種資料の作成も限定されている現状であります。端末、プリンタ等も製造を打ち切った製品でございまして、故障した場合は、随時更新をしなければならない状況にございます。

特にプリンタにあっては、一般業務での使用頻度が高いため早急の更新が必要でございます。住民記録等システムの更新に合わせて、端末機を必要としない既存のパソコンのブラウザで使用できる形式の財務会計システムに移行したいと考えてございます。

それで、中ほどに表となっておりますけれども、各業者からの電算システムにかかる更新経費、概算見積でございますけれども、前段のほうはNEC社からいただいた見積りを書いてございます。COKAS-Nの1から11までの業務、これで住民記録から11の住宅使用料まで業務的にあり

ますけれども、ソフトウェアで2,408万円、ハードウェアで1,214万5,000円。12番目の財務会計システムでは、ソフトウェアで1,118万9,000円、ハードウェアで403万6,000円。合計しまして、総計で5,145万円。これは消費税を含んでございます。

次の下段のほうに、他社製品、1社だけの見積りでございますけれども、実はHID社でございます。それぞれソフトウェア、ハードウェア、データ変換における経費7,035万円が見積られてございます。特に他社に移行する場合は、データ変換にかかる経費がかかるといったことでございます。

次に、ソフト・ハードの保守年額、SEC社と他業社ということで、HIDですが、それぞれソフト・ハード、SECでは年間378万円で、他業社では209万6,000円。この違いは、SEC社はNECを中間いたしますので、そういったシステム的といいますか、そういうサポートをしていただくため、若干高いのかなというふうに思っています。

総じて言いますと、ソフトとハードの部分ではSECが5,145万円、それに対して他社が7,035万円ということでございますので、ここで1,890万円ほどの差でSEC社が安いといったことでの見積りを聴取しているところでございます。

一方、保守料につきましては、さきほど申し上げましたように、若干差が出まして5年間ベースでいきますと、840万円ほど高くなるといったことで、ただトータル的にいいますと、SEC社が安いというふうな形になろうかと思えます。

次の4ページ、4の更新経費の節減ということであらうと思っておりますけれども、導入に当たっての財源計画でございます。

ソフトウェア・ハードウェアの更新に当たりましては、経費節減の観点から買取りでの更新とリースでの更新を検討した結果でございまして、買取りの場合は5年間のリースの場合よりも800万円ほどの更新経費が節減できるといった内容で

ございまして、どういうことかと言いますと、一括購入した場合には全て一般財源対応となります。現在の財政状況からいたしますと、単年度で5,000万円を超える一般財源の捻出は厳しい状況でございますので、北海道備荒資金組合の事業でございます防災資機材の譲渡に関する資金を活用いたしまして、資金を調達したいという計画でございます。

北海道備荒資金組合の防災資機材譲渡事業は、住民記録等システムのソフト・ハードの整備を対象事業としてございまして、備荒資金組合がソフトウェア・ハードウェアを購入し、町が譲り受けるものでございます。購入代金を3年以上5年以内で償還する内容の事業でございます。

利率も譲渡する年度の4月1日現在の政府融資資金の固定金利、いわゆる5年以内の貸付金利を適用するもので大変低利でございまして、4年間償還で試算した場合は、200万円程度の償還利子となります。ちなみにリースでいきますと、利率では1.92パーセントが今年度の利率だそうでございます。

一方、備荒資金組合のほうは、17年度の実績で0.9パーセントでございまして。今年は、若干上がってございまして、計画では利率が上昇していること等も勘案しますと1.3パーセントの利率で計画してございまして、さきほど申し上げましたリースの部分であれば1.92パーセントですから、それよりも割安になるといったことでの財源計画を立ててございまして。

導入経費の比較については、さきほど申し上げましたように、表の中にも入ってございまして、ご参照いただきたいと思いますというふうに思います。

下のほうに、防災資機材譲渡事務の流れでございまして、具体的には、来年度更新するという手続上の関係からしますと、今年の12月中旬には資金を活用するかどうかという問い合わせがありまして、それで2月いっぱいまでに備荒資金組合のほうに返事といいますか、活用の有無を差し上げないとならないという段取りになっていきます。

以下、4月になってからの事務のやり取り、事務的には決定されますと備荒資金組合から私どものまのほうに事務委任を、入札等も含めての話ですが、契約、そういったもろもろの事務が町のほうに委託されると。ですから、機器等の更新の業者選択に当たっても町のほうに任せていただけるという内容でございます。

次に5ページ、5のシステム移行スケジュールということで書いてございまして、平成19年7月からの業務本稼働へ向けての事務手続きといたしましては、ただいま備荒資金組合の部分も申しあげましたけれども、平成19年3月定例会において、財産の取得に関する契約議決及び債務負担行為の議決が必要となりますので、できれば3月定例会に債務負担の議決の案件を提出できればなといったことで計画してございまして。

以下、表になっておりますけれども、システム移行のスケジュール、1つは住民記録等、平成19年の7月から本稼働するためには、こういったスケジュールが必要かということで掲載しております。

それと、中ほどに財務会計のスケジュールも掲載してございまして、財務会計については、平成20年度の4月から本稼働できればなといったことでのスケジュールを組んでおりますので、6ページにもそのようなスケジュールとなっておりますので、ご参照いただければというふうに思っております。

以下、7ページと8ページについては、それぞれシステムのイメージといいますか、現課の対応をする部分、配置する機器等のイメージ図が書かれているので、これもご参照いただければと思います。

それと、34ページと35ページになりますけれども、なかなか電算関係は横文字が多くて、私どもも言葉を意味するのは、なかなか大変なのですが、委員さんも同じかと思っておりますので用語の意味の部分について、若干抜粋したものを掲載してございまして。これらも参照しながらご審議いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

○**委員長（平野隆雄）** 次に、土門企画グループ参事。

○**企画グループ参事（土門修一）** 9ページをお願いいたします。

庁内LANサーバ及び庁内業務用パソコンの更新についてでございます。

まず、1の庁内LANサーバ等の導入経緯でございますが、庁舎内等のネットワーク化は、1人1台のパソコン配置を目標とした平成13年6月の業務用パソコンの購入に始まり、平成15年1月には地域インターネット導入促進基盤整備事業により外部の公共施設とのネットワーク化が完成し、このネットワークを活用し、インターネット接続ができるようになりました。

また、平成15年9月に総合行政ネットワーク（LGWAN）サービス提供装置購入により全国の行政機関とインターネット技術を活用したネットワーク化の整備が行われたところでもあります。

これら三事業の事業内容につきましては、下の表にまとめて整理してございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に、10ページをお願いします。

2の庁内LANサーバ等の更新でございますが、地域インターネット導入促進基盤整備事業で整備したサーバ及び総合行政ネットワークサービスにより整備しましたサーバは、平成20年で5年の対応年数となることから、無線アンテナ等を含むネットワーク機器を含め、庁舎内ネットワーク機器の保持のため平成21年度に更新を予定しているものでございます。

また、総合開発計画では、平成18年度から平成21年度までの4カ年にわたって各年度100万円の事業費で計画しておりました庁内業務用パソコン更新事業について、平成19年度以降の事業を中止して、このサーバの更新事業と合わせて整備しようとするものでございます。

次に、更新内容及び事業費について説明いたします。事業内訳のうち、地域インターネット導入促進基盤整備事業分でございます。1から4は、

4台のサーバを更新するものでございます。

まず、①のSVサーバ（ファイルサーバ）ですけれども、1台は個人及び共有のファイル保管庫なるものでございます。②のGRサーバ（グループウェアサーバ）ですけれども、その1台は職員間の電子メール、電子掲示板、スケジュール管理、あるいは出勤簿等の管理を行うものでして、現在はデスクネットというソフトにより行われておりまして、そのソフトウェアを格納しているものでございます。次に、③のNSサーバでございますが、メール&ドメインサーバの1台でございます。インターネット上に常に接続されて、電子メールの送受信を行うというものでございます。また、town.fukushima.hokkaido.jp というインターネット上のホスト名と、1台1台のパソコンのアドレスを対応させる装置でございます。次に、④の情報サーバでございますけれども、町の例規のデータベース、それから現行法令のデータベースを格納しているものでございます。次に、⑤の無停電電源装置等一式は、停電時の電源を保管する装置とサーバラックを含めたものでございます。⑥のネットワーク機器一式は、屋外型無線ルータ8台、アンテナ1台8台、接続用ルータ1台、無線ターミナル装置7台でセンターは役場として、拠点用は福島小学校を含む7つの公共施設分でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

総合行政ネットワーク（LGWAN）サービス提供装置整備事業分でございますけれども、サーバ1台の更新でございます。このサーバは、インターネット接続と公共機関と接続するLGWAN接続の振分けを行うサーバでございます。

次に、業務用パソコン購入事業分は、ノート型パソコン47台とワード・エクセルなどのアプリケーションソフト、ウィルス対策ソフトのライセンス料でございます。

次の共通関係分は、装置機器設定費の一式でございます。内訳は、機器設置調査費、サーバデータ移行費、設置機器の設定費でございます。

次に、事業年度でございますが、事業年度は平

成21年度を予定してございます。

その次に、下の事業費でございますけれども、2,530万9,000円で内訳は、購入価格が2,467万5,000円と平成21年度から平成25年度までの支払利息63万4,000円を含めた総額となっております。

次に、導入経費についての比較ですが、現在の財政状況から単年度での支払いは厳しいため、分割での支払いとして計画いたしております。従前の5年リースによる支払総額とさきほど財務課長からもご説明ありましたように、北海道備荒資金組合の防災資機材譲渡事業、パソコン購入を含むものですが、これにより支払総額を比較してございます。この内容を表にしておりますけれども、購入価格は消費税込みの2,467万5,000円で5年リースの料率を1.92パーセント見込んだ場合の支払総額は2,842万6,000円となりますが、一方、備荒資金組合の譲渡事業での支払総額は2,530万9,000円となりまして、5年リースより311万7,000円少なくなると見込んでございます。

次に、3の庁内LANサーバ等の更新スケジュールについてご説明いたします。

平成21年度第1回定例会に債務負担行為を含む関連予算を提案いたしまして、4月から5月には契約事務、それから入札を予定してございます。この事業が1,000万円以上の動産取得となることから、条例による取得議決が必要となりますので、6月の第2回定例会に関係議案を提案し、議決をいただいたあと、機器設置やネットワークの設定を行い、平成21年度の10月1日からの運用を予定しているものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

庁内LANサーバ及び庁内業務用パソコン更新事業の構成図を添付してございます。太線で囲んでいる部分が更新を予定している機器でございますので、参考に供していただきたいと思います。

それから、次に16ページをお願いいたします。

福島町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定について、ご説明を申し上げ

ます。

1の提案理由でございますけれども、国では、効果的でサービスの良い電子政府が実現されるよう、実質的に全ての行政手続の電子化を行うため、行政手続オンライン化関係三法を平成15年2月3日に施行したところでございます。

当町においては、今後の電子自治体システムの構築に向け、平成16年9月に北海道電子自治体共同運営協議会に加入し、共同アウトソーシングでの北海道電子自治体プラットフォーム、略称HARPと言われておりますけれども、HARPのシステム運営にも参加しているところでございます。

このシステム開発は、平成16年度に着手し、本年度から北海道電子自治体共同システムとして、運用開始されているところでございます。

こうしたことから、町の条例の根拠を有する町民等と町のあいだの申請・届出等の行政手続についてのオンライン環境が整備されましたことから、町民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図るため、条例を制定するものでございます。

なお、行政手続オンライン化関係三法は、①から③に記載のとおりでございます。

次に、北海道電子自治体運営協議会の平成18年8月31日現在の状況でございますけれども、(2)の参加状況は、全道180市町村のうち154市町村で、加入率は85.6パーセント、うちシステム運営に参加しているのは120市町村となっております。(3)の電子自治体共同システムの利用状況でございますけれども、平成18年8月までに今回提案しているものと同様の条例を整備し、電子申請サービスを行っている団体は、深川市1団体のみとなっております。9月以降には31団体で予定してございます。このうち、渡島管内の状況でございますけれども、10月2日から函館市森町、11月1日から北斗市がサービスを開始してございます。

次に、17ページをお願いいたします。

(4)として、HARP・電子申請開発費及び運用費の負担状況について記載してございます。平成16年度から平成20年度までの5カ年で、

580万5,000円を負担する予定となっております。

なお、表には記載しておりませんが、開発費にかかる補助として、北海道市町村振興協会より平成16年度に78万4,000円、平成17年度には10万2,000円、あわせて88万6,000円をいただいております。

次に、2の条例の概要についてご説明いたします。

本条例は、将来にわたる各条例規則の現行規定に関わらず、書面の提出等に替えて、電子的な手法で申請することができるようにする本則9条と附則2条からなる条例でございます。

主な内容について、ご説明申し上げます。

(1)は、第1条の目的についての規定でございます。町の関係機関に係る申請や届出等の手続を従来の書面によるものに加えてインターネット等を活用し、オンラインでの手続も行うことができるようにするものでございます。

(2)として、第2条の用語の定義の規定でございます。本条例が摘要される範疇に関しては、アとして条例規則を含み、イには北海道からの権限移譲の事務について規定する北海道の条例又は規則も対象としてございます。

(3)は、第3条で町民や企業等から町の機関等向けに行われる通知について規定しております。主な内容でございますが、アには書面により行うことに加えて、オンラインで行う申請等も可能とする規定、これを一般的にオンライン可能規定と呼んでございます。

次のページをお願いします。

ウには、申請等の到達時期について規定。エには、署名や押印の必要なものについて電子署名を可能とする署名代替措置を規定してございます。

次に、(4)でございますが、第4条で町の機関等から町民や企業等に向けて行われる通知について規定しております。

(5)は、第5条で町の機関等が電磁的記録による縦覧又は閲覧を可能とする規定となっております。

次に、19ページの(6)ですが、第6条で町の機関等が、台帳、調書、帳簿等を作成・保存することを可能とするという規定となっております。

(7)は附則でございまして、施行日は平成19年6月1日としております。イの福島町行政手続条例の一部改正は、当該条例の条文中の規定による申請等の扱いに関する記述の部分には、本条例のみなし規定が直接的に及びませんので、これらについてオンラインによるものも含まれるように改正を行うものでございます。

なお、資料1・2として、条例案、施行規則案を22ページから33ページに添付してございますので、参考に供していただきたいと思います。

次に、3の電子申請システムについてご説明申し上げます。

本条例により、従来、町民や企業の方々が窓口で行っておりました各種行政手続を今後はインターネットを通じてオンラインで行うことが可能となります。

このイメージについては図に示してありますが、特に受付時間の制限はなく、24時間365日可能となるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

電子申請システムを導入した場合の申請者の利用イメージを図にしております。

1には電子申請しますというふうにございますけれども、利用者はインターネットを利用して電信申請を行います。必要に応じて電子署名もできることとなります。次に2の右隣ですけれども、電子受付通知メールが届きますとございます。これは役場から申請者に対し、申請を受理した旨のメールを送信するものでございます。それから3の別送資料を郵送しますということで、必要な資料があれば別送りする必要があるというものでございます。次に、その左手の4に審査結果通知が届きますとございます。これは、そこに記載のある内容を記載した通知書を役場から申請者にメール送信するものでございます。5のメールの控えを窓口を持参しますとあるのは、証明書の交付を

受ける手続の場合のみ必要でございまして、このメールの控えを窓口を持参し、交付して書類を受け取ることになります。

次に、21ページをお願いいたします。

(2) 電子申請を行うために住民が用意するものでございますが、電子申請を行う場合の本人確認の方法は、公的個人認証サービスを利用し電子証明書の発行を受けることが必要です。これは発行手数料5000円の住民基本台帳カードの交付を受け、5000円の電子証明手数料が必要となります。

また、電子証明書をパソコンから読み込むためのICカードリーダーが必要となります。

なお、住民基本台帳カードの有効期間は10年でして、電子証明書の有効期間は3年でございます。

また、平成18年10月1日現在の発行件数は記載のとおりとなっておりまして、住民基本台帳カードは20件、電子証明は4件でございます。

次に(3)、予定している電子申請手続の種類でございますが、住民向けの26手続、法人向け2手続、あわせて28手続を予定しております。

具体的な手続の種類でございますが、①の住民基本台帳をはじめとしまして、22ページの⑫法人向けまで記載のとおりとなっております。

また、手続名のあとのカッコの件数は平成17年度中の申請件数でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○**委員長(平野隆雄)** 次に、川岸住民グループ参事。

○**住民グループ参事(川岸勤)** それでは、資料の13ページのほうに戻ってもらいたいと思います。

住民基本台帳ネットワーク機器との更新についてでございます。

住民基本台帳ネットワークシステムの概要と更新事由でございますけれども、住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、住民票の写しの広域での交付、全国どこの市町村でも交付でき

るということと、転入・転出届の簡素化を目的としまして住民基本台帳の法律改正が平成11年8月に交付されたことに伴いまして、全国市町村で住民基本台帳のネットワークを図りまして、4情報(氏名、生年月日、性別、住所)と住民票コード等によりまして、全国共通の本人確認を可能とするシステムとしまして、当町では平成13年度からシステム整備に着手しまして、平成14年8月から本格稼働させ、現在に至っております。

しかし、機器及びシステムのメーカーのサポート期間が基本的に平成20年5月には終了するという事実と、処理機関である地方自治情報センターも機器の更新を行うということから、遅くとも平成21年5月までには当町の機器も更新しなければ、他の市町村や全国センターにもつながらないということになります。

このため、許容年限までに機器の更新を行うものであります。

更新する機器につきましては、下の図の丸の点線で囲んでおりますCS(コミュニケーションサーバ)、下のほうに記載しておりますとおり、各市町村はすでに設置されております住民基本台帳事務のコンピュータと住民基本台帳ネットワークシステムの橋渡しをするために新たに設置されたコンピュータの更新ということと、CSの両サイドに設置されております不正進入を防止するためのコンピュータのファイアウォールの機器の更新になります。

なお、下の図面は市町村間のつながりや情報センター、そして行政機関での活用の状況になっておりますので、ご参照願います。

それでは、14ページをお願いいたします。

2の導入時から現在までの経費なのですが、平成14年1月に導入しまして、平成14年8月本格稼働ということで、平成13年度から平成18年度までの経費を記載しております。導入経費につきましては、システム機器賃貸借料、導入業務委託料で2,018万6,250円。運用経費といたしまして、システム保守委託料、住基カード交付費用をあわせまして172万2,820

円。合計で2,190万9,070円となっています。

運用効果でございますけれども、国民年金、厚生年金等の給付の申請につきましては、すでにこの住基ネットを活用されまして、申請分の住民票の添付は不要となっております。

また、年金受給者に誕生月の現況届のハガキの提出が求められます。それが、平成18年12月からは不要になるということで、住基ネットを社会保険庁のほうで住所等を確認するというので、提出が不要になるということで、これは毎年、対象者約1,900人になります。

それと、パスポートの住民票添付が不要ということで、これも毎年約30件のパスポートでも住民票の添付が不要ということで住基ネットで確認するということです。

それと、転出入の事務手続の簡素化ということで、従前は転入、転出のところで手続が必要だったのですけれども、新しい住所のみの手続でよくなったというふうなことも住基ネットの効果となっています。

それと、さきほど住基カードの話がありましたけれども、これは所得の電子申告、確定申告の際に住基カードで本人確認をすることにおいて申告ができるというふうになっています。

それと、身分証明書等の利便性があるということで、住基カードについては暗証番号と、なおかつ写真が添付されますので、そういう効果もあるということになります。

3の更新予定時期及び経費なのですけれども、更新予定時期については平成20年度を考えております。それで、機器類の更新とデータ移行で1,023万8,000円。これについては、まだ不確定なのですけれども、交付金等の措置があるという情報は得ておりますけれども、額はまだ確定しておりません。それから、システム保守委託料、年額で99万円ということなんです。

次の導入経費の比較なのですけれども、備荒資金と5年リースの比較をしております。購入価格は1,023万8,000円なのですけれども、備

荒資金では利率1.3パーセントを見込んで1,067万円になります。それと、5年リースになると1,178万4,000円ということで、備荒資金を活用することによって111万4,000円が有利になるというふうな試算もしています。

それと、システム移行のスケジュールでございますけれども、現行システムについては平成20年9月まで活用しまして、その間4月から新システムの移行作業を行いまして、平成20年の10月から新システムを稼働させるということにしています。

それと、15ページなのですけれども、この3つを、説明しました各電算システムの更新経費の年度別経費ということで一覧表にしています。この中にも、住基ネットシステム、平成21年度からの償還の部分で記載しています。ご参照願いたいと思います。終わります。

○委員長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時05分）

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝川委員。

○委員（滝川明子） 住民ネットワーク、住基ネットを導入するとき、あるいはLGWANも含めて私は反対をさせていただいたと思っているのですけれども、こういった現時点での大変な財政負担を強いることになるということも、当初懸念の1つになっていたと思うのです。

問題は、こういった便利なコンピュータがどれだけシステム的に稼働して住民との関係で、例えば、住民が窓口に来て手続をするものにこのシステムとしての今回の計算で出ました、これだけの金額がかかるということは住民は理解しないと思うのです。

例えば、町民グループの窓口に来た部分での効

用にしても、年金時の簡便さとかというの、現況届などというの、実際に窓口に来て署名をしてもらって出してということで、年金については今までずっとそうやってきたわけで、安心があるわけです。けれども、それをしなくてもいいということで果たして大丈夫なのかという不安を持ったりするのではないかというふうに思ったり、いずれにしても、今自立プランで進めている当町としては、住民に理解をしていただいて、これだけのお金をかけてやってもいいのかどうかということをお金をかけてやろうかと思うのですが、いかがですか。

住民はこんなにお金をかけて、しかも対応年数のあるものですので、またおよそ5年とかというのちに、さらにこういったお金が必要になる。宿命のようなものだと思うのです。開発がどんどん進んで、コンピュータを扱う会社としての戦略もあるでしょうし、そこまでは触れないにしても、住民が窓口の簡便さとか、自分たちの住民サービスの部分で効果があるということと、合わせてこれだけの税金を使っていいのかどうかということの理解を得ないといけないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと、ソフトウェア開発及び機器の選定について2社だけでやっているのですけれども、これ以外にないわけではないですよ。そういった団体や会社が役場に2社以外にも営業にきていないというふうには思えませんし、なぜ2社だけに限定したのか。営業にいらしたところの全部の比較をすれば、さらに有利なものだってあるのかもしれない。違いますか。

いずれにしても、大変な金額、しかも備品に対する設備投資が対応年数があまりにも短いということで、非常にこのまま認めるわけにはいかないのではないかと私は思いますし、私の考えということのみに留まらず、やはり何と言っても納税者の意見を聞かなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

- 委員長（平野隆雄） 川岸住民グループ参事。
- 住民グループ参事（川岸勤） 住民の利便性と

税金を使うという費用対効果の部分だと思いますけれども、まず13ページを見ていただきたいと思います。

ここは説明しなかったのですが、右のほうの行政機関という形の中で、恩給、年金の支給での住民票の添付、パスポートでの交付申請、各種試験の受験申込み等ということで270の事務について、現在はこの住基ネットを使うということにおきまして住民票の添付が不要になっているということで、全ての町民ではありませんけれども、さきほど自分が言いましたいばん大きいのは年金の現況確認ということで、毎年誕生日になるとハガキがきます。

そういうふうな形の中で、特に現況届に関しては、今後12月から1,900名の方がそういうハガキを出す必要がなくなるという部分での効果もあります。

ただ、一方で最初の目的としましては、住民票がどこのまちでも取れるということで、どこのまちでもというのはちょっと語弊があるのですが、実はこの住基ネットシステムの中でも個人情報保護の観点から、このシステム導入をしていない町村があります。それは、東京都杉並区と国立市と横浜市と福島県の矢祭町、この4箇所についてはシステムに加入していませんので、この住民の方が福島町にきて住民票をもらいたいといっても、それは情報が出てきませんからもらえないというふうな状況にあります。

この4区市町を除いて全ての市町村がこのシステムに加入しているということにつきましては、やはり住民の利便性というふうな部分を追究した中で、このような住民票の添付をいらなくするというふうな部分での効果はあるのかなと。さきほど言いましたけれども、そしたら全町民に効果があるのかという部分では、ちょっとそれは100パーセントではありませんが、こういう部分での利便性を図られているというふうには思っております。以上です。

- 委員長（平野隆雄） 花田春夫財務グループ参事。

○**財務グループ参事（花田春夫）** 2点目の、今回提案しました資料は確かに2社の資料を揃えております。

2社だけかというお話ですが、道内にも全国的にもそうですけども、そういった形でやっている会社が相当数あるように聞いています。道内だけでも何社もあるということで聞いておりますし、なぜ2社に限定したかということですけども、道南地域ではSECとさきほど申し上げましたHID社が大勢を占めてございまして、それであれば2社に限定してもいいのかなという思いで実はいます。

さきほども説明いたしましたけれども、どちらのシステムも良いところ、悪いところ、やはり対比してあるのですけれども、ただ更新にあたって3つのポイントの要素があるのかなと実は思っています。

1つは金額が安いこと、それと初期導入が高くても将来的にランニングコストが比較的安い部分であれば、次期以降の更新に当たって、その辺が割安になる部分もあるでしょうし、そういった金額の比較検討も大きな要素として、まず1つはあります。とりわけ、今私ども赤字にならないためのいろんな自立プランを策定しておりますので、そういった意味からすると財政的なものを考えますと金額的なものが、まず1つあります。

それと、もう1つは、他社にデータを移行する際の業務が多大にかかるということかと思えます。HID社のほかにも、議員さん方も何人か、北海道の町村会情報センターの方を呼んで勉強されたというお話も聞いておりますけれども、実はそのあと私どもも担当者の方に来ていただいて、うちのほうの実情をお話しながら、どういったベースがいいのか、見積もりもいただいております。その中で、やはりシステム的に三者三様で良いところ、優れたところがそれぞれあります。

しかし、データ移行に関して言いますと、やはり他社にいった場合には相当数な業務量が出てきます。現在、SECでどれだけのデータ、こちらから求めるとデータとして出すのでしょうかけれど

も、そのデータを出すためのシステムをさらにSEC社では組まないとならないということで、人的なものも当然出てくるわけですから、そうすると金額的なものもかかります。額はちょっと申しませんが、相当数な金額がかかるというふうに考えています。

それと、新たにデータ移行を受けた側の会社としてもデータ加工賃がかかります。そうすると、そこで二重の経費がかかるだろうなということでございます。

それと、業務的にはデータ移行した場合には、さきほど来、お話してはいますが、現課の職員、特に税であれば、土地であれば2万筆からの筆数がございます。棟数にしても約4,600くらいですか、これは今年うちの1月1日現在の賦課状況の数値でございまして、そういったものの一筆一棟を確認しながら、さらには5年前のデータまで遡及していかないと、今の課税の状況、特に土地については調整負担率のようなものもかかっていますので、その辺の状況を勘案しながら確認しないとならないという作業も相当数出てきますので、ご存じのように職員も減っている状況の中では、その辺はちょっとしんどい話かなという思いもございます。

これら3点を総合的に判断しますと、ここで述べています現在の委託しているSEC社のほうに更新したほうがベターかなということで、実は提案してございますので、その辺ご理解いただきたいと思えます。

○**委員長（平野隆雄）** 土門企画グループ参事。

○**企画グループ参事（土門修一）** ご質問の中の自立プランを進めている中で、これだけの費用負担をするべきなのかという部分でございまして、今回出されているコンピュータの更新関係につきましては、さきの8月25日の開発審議会におきまして、新たに追加する事業、あるいは変更する事業等の中で委員さん方からも質問のあった部分ですけども、開発審議会の中でご意見を伺っているわけですけども、それに対して反対するという意見等はございませんでした。ただ、

事業内容等については、意見なり質問はございました。

それから、自立プランの中で財政推計等も立てているわけですが、コンピュータの更新がままならないということになりますと、コンピュータが入っていることによって人員を減らして、その財政推計に寄付している部分も多分にあると思われま。そういった観点からもコンピュータ更新は当面、国においても、それぞれ自治体においても5年ごと、減価償却自体5年しか見られていないそれぞれの機器類ですので、当町にあってはそれをさらに6年、7年という形で使っているわけですから、そういったことでもできるだけ長く使うという努力はしている中での更新でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（平野隆雄） 竹下助役。

○助役（竹下泰弘） 今、土門参事のほうから説明ありましたけれども、確かに自立プランを策定して粛々と自立プラン目標を達成するために、日々努力しているわけでございます。

そういう点からどうなのかというお話でしょうけれども、さきほど担当の参事、課長からも説明しましたけれども、住基の部分の導入につきましては平成14年から、庁内LANについては平成13年から、一番最初に申しあげました住民記録等の電算システムは昭和61年からずっと導入してきているわけでございます。

さきほど説明しましたように、利便性と住民サービス、それから職員のいろんな部分の省略化を含めて、この導入した経緯につきましては、その都度、皆さんにご説明して、ご理解をいただいているというふうに考えてございます。

この自立プランを住民に説明するということになりますと、今こういう機器を活用してやらなければならない日本というか、世界的に普及している状態でございますので、それをまた元に戻すということになりますと、人的な配置、それから戻す部分のいろいろな手作業、そういったものも含めていくと、私としては住民に問うというよりは

自立プランの検討委員会の中でも説明していますが、そういった部分については粛々にご理解をいただくというふうに考えてございます。機器につきましては、機能的なものにつきましてはだいたい5年サイクルでソフトが変更になっていくと、機器類もいろいろ変わってくるということでございますけれども、なるべく使える分だけ長い期間使っていくということで、ご理解をいただくようには、今現在ではそういう形で進めていかざるを得ないのかと思っておりますので、そういったことにご理解をいただければと思います。

それから、さきほど花田財務課長のほうで、2社だけの話をしましたけれども、ここに資料をあげてありますけれども、データの的に高いところ、安いところといろいろありますけれども、最終的になりますと、ほかの会社に替えるということになりますと、持っているデータを変換する部分に、1,300万円くらいかかるという部分が非常にネックになるわけでございます。そうしますといろんな数社から積算をして見積ってもらっても、最終的にはそこにいくことによって、まずは平成13年、14年から導入してきている部分でありますと、秘密だとかいろんな情報の漏えいだとか、そういうものを防止する意味からいっても最終的にはそこに落ち着くのかなということでございますので、1つご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平野隆雄） 滝川委員。

○委員（滝川明子） 1,300万円のデータ移行時の業務費というのが、全部ほかの業者に当てはまるのかどうかというのはありますけれども、要は必要な設備に対して5年より対応年数がないということで、会社であれば減価償却をするなりということで準備していくのしょうけれども、自立プランの遂行の中でも開発の予算の中に入れていくとかということ。

例えば5年ごとに、いくら延ばしても業者さんがもう使えないと言ってくれば、もうどうしようもないわけですから、相当数、道内でも他業界があってもデータ移行しないために今のところがいいのかなというふうなことでいうと、本当に財政

的な問題が大きくなるのではないのかなと思うのです。

それで、電子自治体に向かうシステムとか、こういったものを否定するものではないのですけれども、時代の流れというのもあるのですけれども、実際に住民サービスのために業務として使う機器であれば、それが今時点でどのくらいの稼働率があるかという、21ページのところに出ている平成18年10月1日現在で住民基本台帳カードで20件、電子証明書4件、あまりにも少ないですよ。

さきほど、課長おっしゃった4箇所の住基ネットをやっていないところにはつながらないとおっしゃったけれども、そういうのはとんでもないことだと私は思うのです。

私は、十何年前に人探しを依頼されました。戦時中に生き別れた身内を探してほしいという、何かとっても難しい相談を受けたときに、電話と手紙でやり取りして、2年くらいかかったと思うのですけれども、ついに見つけることができたのです。それは、かなり年数も経っているし、50年も経っていましたし、転々と引越ししていたということもあって2年かかりましたけれども、電話と郵送でかつてはやっていましたよね。送って返ってくる往復を入れたとしても1週間くらいで手に入るのではないですか。

これがなければ、他自治体から住民登録に関する、こういったものが手に入らないというふうに説明するのはとんでもないことだと私は思うのです。とにかく、20件、4件、コンピュータを主体に持っている、動かしている世帯は現在何世帯ありますか。つかんでいらっしゃるでしょうか。私の記憶では、総務常任委員会の何年か前だと思うのですけれども、少なくとも4、5年は経っていると思うのですけれども、その時点で40歳以下の方たちのお宅で40パーセントという数字の記憶があるのです。それでも20件と4件です。

ですから、5年ごととってしまうのはちょっと機械的かもしれませんが、これだけのお金をかけないとならない状況に、わがまちの財政

はあるでしょうか。だから、住民に問わなければならないのではないかと聞いているのです。

少なくとも、コンピュータを日常的に使っているような方たちにでも集まっていただいておりますとか、それから老人クラブ、女性団体、町内会連合会の代表に集まっていただいておりますとか、なんらかの形で住民に問う必要があると思うのですよ。自立プランの策定のご苦勞をなさった方たち80名、民間では60名と聞いていましたけれども、その方たちにしても、このことを具体的に数字までつかんで検討の中に入れていたというふうには思われたいのですけれどもいかがですか。

私は、大変流れに後退することに、その意味では科学文明の進歩に逆らうことに一時なるかもしれませんが、とにかく20件が200件、4件が40件、このくらいの数字になるような実効性が身近に住民サービスに結びつくようになってから導入をあらためて考えてもいいのではないかなというふうに思っております。いかがですか。

○委員長（平野隆雄） 竹下助役。

○助役（竹下泰弘） 確かに、おっしゃるお話はわかりますけれども、今の機器の導入等につきましては、滝川委員おっしゃるようにパソコンなどの住民の利用している部分、それからそれを利用している部分と今の提案している行政側からの住基を使ってサービスを提供するというのとは、またちょっと私の考え方としては視点が違うのかなと思います。

ですから、パソコンの普及率は使う人でしょうけれども、こちらは住基ネットを導入して、より良い住民サービスを提供するということが主旨でお願いをしていることとございまして、確かに住基の部分でおっしゃるように利用する人が少ない、これは導入した平成14年あたりから話をしているわけですが、今担当の参事が説明しましたように、利便性につきましては1点や2点だけではなくて、多岐多様にわたって利便性があるわけでございます。私なども当時は担当課長が1号、2号が町長、私が3号くらいかなと思いますが、そのカードを作っておりますけれども、使うのは何回

かしか使ったはございませんけれども、まだまだそういう部分については町民に対してのPRが足りないのかなという反省点はあります。

ですけれども、それはそれとして、利用するというのは住民の方に大いに利用していただく。サービスを提供するほうとしてはきちんとした体制を整えてサービスを提供するというございます。今、おっしゃったような形の滝川委員みずからが、この時代に逆行するのではないかという自覚を持たれてお話をしていますけれども、私は今言ったように、パソコンの普及率と住基ネットの部分をお願いする部分等につきましては見る視点を変えていただかなければ、これだけお金がかかりますということで自立プランを策定した中のいろんな関係者にご説明しますと、こと細やかに内容の説明をしなければ理解をしていただけない部分はあると思います。

ですから、そういった部分を含めて、今言ったように説明する、しないは別としても、私としては住民サービスをより良い形、正確に迅速に利用していただくために住基を整備していると。私どももおっしゃるように、なぜ5年なのだというのは何回も担当とディスカッションしておりますが、こういう時代の流れで5年を区切りにだいたいソフトも住基も変わっていくと。それをまた、おっしゃったように理解をいただいてからやったらどうだといったら、住基を全部替えてしまわないとならない部分が出てくると思います。

今も住基はほとんど替えないとならないのでしようけれども、それをまた元に戻すという作業、人的作業も大変だと思いますので、そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。

○委員長（平野隆雄） 滝川委員。

○委員（滝川明子） 実際に、業務をなさるといふ部分で困ってらっしゃるのは、気持ちとしては理解できるのですが、住民基本台帳カードは今現在でどのくらい作られていますか。

業務上、必要な機器とはいいいながら参事は人員削減にも財政で貢献しているのだとおっしゃるけれども、目に見えませんよね。実際に、職員さん

はそう簡単に減らすことはできませんし、あるいは臨職さんの数が減っているのかなと思っても、そう減っているというふうには顕著ではありません。

ですから、住民は機械化、機械化とコンピュータを導入してもどうなのだろうというふうには思っていない方も少なくないと思うのです。やはり、住基ネットにこだわっていらっしゃると思うのですが、そのカードの枚数を教えてください。

○委員長（平野隆雄） 川岸住民グループ参事。

○住民グループ参事（川岸勤） さきほどから住基カードは20件、これは申請があって初めてカードを作るということです。

この住基カードというのは、例えばそのカードを持って函館市に行くと、函館市から福島町の住民であるという住民票が出ます。そういう部分で、さきほど4箇所ありました住基ネットに加入していない、その住民は引っ張ってはこられませんけれども、4箇所以外この市町村にいてもカードを持っていると住民票を取れますよというシステムと、今もう一方でカードの活用というのは、さきほど電子申請、例えば税金の確定申告をするときの本人確認するときにカードで本人確認ができます。ということは、カードに暗証番号、それから写真が貼っています。そういう部分で本人が確かに申告したという部分で、その住基カードが活用されるという部分が住基カードの利点です。

それと、さきほども説明していますけれども、そういう20件だけではなく、要するに住民が登録カードを持っていない人でも行政機関、社会保障庁なりが、ここの13ページにありますけれども、情報センター処理機関のほうに問い合わせをすると、福島町の住民が全てわかるようになっています。

そういうことがあるものですから、今年の12月からも、それ以前に国民年金、厚生年金の支給のときに住民票を添付しますよね。だけど、それはこの住基ネットを活用するからということで、カードを持っている人ではないですよ。カードを関係なく、この住基ネットから情報を引っ張って

くるから住民票はいらないですよ。

それと、この12月から年金の現況届のハガキがきますよね。そのハガキについても、この住基ネットから住所、氏名、生年月日、全部確認できるから、町民で年金をもらっている方はハガキも必要なくなりますよという部分と、ここに270の事務とありますけれども、主に国家資格の試験のときに住民票を添付するとかという部分も住基ネットから見ますから申請書に住所と名前を書くだけで住民票の添付はいらないですよというふうな、2通りの活用方法があるということで、その20件のカードだけの活用というふうな部分ではなく、そういう目に見えていない住民に、関係者はわかるのですけれども、現況届がいらなくなったけれども何でいらなくなったのかということは、これから周知して住基ネットから住所確認しますのでいなくなりましたよという部分で、すでに年金をもらっている人にはきているかどうか、その辺は確認してみますけれども、そういう面でも活用されているというのが住基ネットです。

それと、この住基ネットは関係ありませんけれども、住民票とか印鑑証明とかがありますよね。そういう部分は、この住基ネットとは関係ない前段の住基システムの関係なのですけれども、その段階でも今までは印鑑を持ってきて、印影を確認しながら印鑑証明を出していたと。それを1回登録すると、印鑑を紛失しない限り福島町にいる限りはスムーズにカードだけで出せるというふうな利便性のシステムです。

例えば、年金1つにしても、国民年金をもらうときになると全部年金をかけたデータがこの住基の中に入っています。それを見ながら、福島町にいて年金の受給の申請ができる。これをなくすると、社会保険までいかないとならないというふうな不便性があります。

そういうことを考えると、今まで活用していた部分を確かに5年ごとに多額のお金がかかるわけなのですけれども、そういう活用をして住民の利便性を図っていくというふうな中で、いずれこれを止めるということになると、極端な話になると、

福島町の人は住民票が必要だけでも、知内町の人は住民票を添付しないとか、しなくてもいいとか、そういう不平不満が当然出てきますね。

ただ、それとお金との兼ね合わせがどうかというふうになると、お金だけでは図りきれない費用対効果というもので波及していかなければ、住民サービスというのはつながっていかないのかなというふうに思っています。

○委員長（平野隆雄） 滝川委員。

○委員（滝川明子） カードの枚数の数字があまりにも少ないので、実際にカードを利用した、活用した数だというふうに思っていたのです。発行が20枚だけとは思えない。

だから、いろいろ課長が説明してくださった住民サービス、町民課窓口で住民がいろいろするような手続については、これは住基ネットがなくても当然やっていたらろうし、すぐ出てこないとか住民票添付が必要だとかということがあったとしても、それでもこれほどのお金をかけて、5年、5年かけていくことに比べたら、住民がどう考えるか。ですから、私は住民に聞いてくださいというふうに言ったのです。

それで、助役が3番目に作ったとおっしゃったけれども、そうするとそのあと17人の方しか作っていないということは、役場職員さんの中でも作っていない方がかなりいるということではないですか。私は住基ネットを反対して作らないのだけれども、もっと発行カード数というのはあるというふうに思っています、だからこの20というのは実際に利用した数字だというふうに見間違えたわけですよ。

そうすると、住基ネットは本当になくてもいいというふうに役場職員さんも考えているのではないですか。それは、かなり極端な機械的な意見かもしれませんが、必要なときにいつでも作れるからという考え方もあるかもしれません。

○委員長（平野隆雄） 川岸住民グループ参事。

○住民グループ参事（川岸勤） 住基カードの活用の方法というのは、さきほど言ったように、カードを持っているとどこでも取れるよというふう

なことと、それと取っている人の状況を見ると、身分証明的な部分で取っている人がいます。ということは、例えば金融機関の口座を開くのに本人確認をするのに写真が付いていますが、そういう部分で取っている方もおります。

それと、この20人の中で2人の方が税務署の確定申告をするための本人確認のために住基カードを取得しているというふうな目的で取得しているということがあります。この20人の方がそうしたら福島町以外でカードを持って住民票を取った方がいるのかということについては、その情報は入ってきません。

それと逆に、福島町で2年くらい前に白老の方が福島町に来て、このカードを持って来て住民票を取得したという例はありますけれども、福島町の方が住基カードで行った部分についての情報は出てきません。確かに、どこかに行くときに持っていくと、住民票が必要になったときに福島からもらうのではなく、向こうに行つて必要になったときにはカードを持っていると、できるというふうな部分で、確かに必要性の部分での住基カードということは少ないですけれども、これから当然、電子申請が発展していくということになると、このカードが個人を確認するという意味です。

さきほども言ったとおり、その裏ではカードを持っていなくてもシステムを活用されて利便性が図られているという、その二重性をもっているということをまず理解してほしいと思います。

○委員長（平野隆雄） 竹下助役。

○助役（竹下泰弘） さきほど、住基カード20件のうちで職員が利用するのが少ないということでございますけれども、前に退職した川村君が課長だったときに、この辺を聞きまして、なるべく役場職員にも作ってもらったらどうだという話がありました。

これにつきましては、いくら職員でも利用する、しないというのは個人的な問題でもありまして、私のほうでどうしても作れという話にはならないので、やはりなるべく、こういうシステムを導入してきたいろんな経緯があるので、できるだけ作

るようにという話しかできないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平野隆雄） ほかに。

溝部委員。

○委員（溝部幸基） まず、冒頭に助役が今回の財務会計の関係を含めたシステムの対応については、平成19年6月で運用が不可能だという発言をしたのですが、5ページの移行スケジュールの部分を見ますと、最終的に新年度で予算がついてスタートしたとしても、本稼動は平成20年の4月からということです。その間、現行の財務会計そのものはそのまま稼動するという対応の中で移行作業をするというシステムになっているのです。ですから、そういう話とちょっと矛盾するのではないかなと。

確かに、メーカーやカバーするSECの保守の対応については今後できませんと、特に部品の交換とかそういうものについてはできませんという、基本的な考え方はわかるのですが、あくまでスケジュールを見ると、移行にはこれだけの期間が必要だということですよ。そのあいだは、現行のシステムを実際には徐々に対応して、最終的には予算執行の部分の稼動が平成20年度だということになるわけですから、この予算編成そのものも、もちろん平成19年度に間に合うわけがないのですけれども、それをスムーズに4月スタートから6月の段階まで2カ月間で全部を移行して云々ということにはならないわけです。このスケジュールを見ても平成20年の6月までに最終的な稼動停止というようなことですから、私はちょっと助役の発言はおかしいなというふうに思います。

これは言わなくてもわかると思うのですが、ソフトなりハードそのものはそこに不具合がなく、保守の対応ができないということですから、それが対応できないものが出てきた段階に、はじめて使用ができないということの証明だと思うのです。私は、それが例えば、移行してよそのシステム会社に変えるとしても、それはこの状況を見ますと、現行のSECの対応の部分については少なくとも平成19年度の、これは移行する場合にはまたあ

る程度短縮になるのだと、これは当然そのまま同じ会社でやるわけですから安心してやっている計画だと、念には念を入れてという形のスケジュールだというふうに思うのです。

これを移行する場合には、もう少し短縮されるにしても全く今のシステムを平成19年6月で運用不可能という段階でストップをして、すべて新しいものに切り替えるということではないのだと思うのですが、そこは確認をしておきたいと思えます。

それで、議会のほうで勉強会をやりました。その前段の部分では、議会としても、かつて別海町の財務会計システムを視察した経緯がございます。その段階では、これは財務会計の別海方式ということの中で別海町がメーカーのほうと協力をして独自の開発、これは実際の窓口対応の部分を含めた、より実態にあった対応ということで進めた経緯があります。それを受けて、町村会のほうがそれをモデルにした形の中でシステムを広めようということで、町村会独自で情報センターというものをつくったわけです。

その件数が当時から見ると合併の部分を含めて、多少は減ったり、増減はあったと思いますが、現況の中では全道180市町村のうち31町村が対応をしている。その中で、SECは渡島檜山の部分で9町です。情報を聞きますと、HIDでほしい28、シェア的には町村会の情報センターが一番多いのだということを言っています。

ですから、一番多いところで31、次が28か29、SECが何番目になるかはわかりませんが、180市町村の中でやりますと相当そういった対応のメーカーが多いということの状況があるのだと。町村会の情報センターの部分が普及していかないという部分には、さきほど来皆さんが答えています、移行の際の対応ということが非常にネックになっているのではないかと。ところが今の実態でわかると思うのです。

財務課長は周りの状況がわからなくて、渡島檜山がそういう状況でSECがいいから、それがいいのだということで、まさしくSECは先端をい

っているという感じの考え方なのですが、私はどうもそうではないと。この話をするのは前回の切り替えの際もお話したと思うのですが、町村会の情報センターそのものは各参加している町村の職員も参加をする中で、現場で出てきた問題点をその都度、改良を加えながらここに至った状況があるのだと思うのです。

それともう1つは、今回リース期間を考えますとほしい5年に1回の、そういった部分を見直す絶好のチャンスだと思うのです。この前のときも、今あなたがおっしゃったような理由で検討をしたけれどもだめですよということなのですから、ランニングコストの問題、それから業務移行上の多大な労力を要する。そこは、その職員の定数が減ったために負担がかかるというような言い方をしていますけれども、さきほど言いましたように、町村会の情報センターの対応というのが、私はいちばん違う部分だと思うのです。

業者に任せっぱなしの形の中で対応してきたSECに全面的に対応してきた部分と、みずからが現場の状況を踏まえながら改良を加えて現況に至ったという部分で、今回切り替えた場合に要する労力という部分で、私は逆に考えると、これまでに至る部分でそれぞれの31町村の職員それぞれが汗をかいて今日の状況にあったのだと思うのです。私は今のスケジュールの部分を含めて、そういったことを考えますと移行という部分については、十分に時間的な、労力的な部分では可能だと思います。

そこで、今回の資料を見ても、最初の部分で移行に対する不安のようなものの中で、SECありきという形の資料になっております。そうではなくて、私はSECだろうが、HIDだろうが、それから議会のほうでもそういう勉強をしていますし、そういった部分では全般的な行政システムそのものを見直すという絶好の機会であると思うのです。

そういう視点で、これを全体の初期当初の比較、あるいはランニングコストの比較というものをひとつつすべきだと思います。そのうえで、どこが

良いのか、どこが悪いのか、金銭的な面、あるいはあなた方が言う職員の労力という部分も入ってくるのでしょうか、そういう部分も含めて、私は検討するのが本当だろうと思うのです。

それで1つ、ランニングコストという部分で考えた場合に、純粹に今回やる、ある意味の切り替えですが初期投資とします。その部分のランニングコストという部分と、この5年間の中でいろんな部分が変わってきますよね。わかりやすい部分では、介護保険システムが新しく入ってきます。そういった場合の財務会計とリンクした形の中で、あなた方がやってきた経費というのはどのくらいかかるのか。そういう比較を町村会の情報センターの部分との比較をしてみたのか、住基ネットの関係もあります。

ですから、今うちのほうの考え方は基幹系と情報系と2つに分かれてやっているわけです。町村会の情報センターの考え方というのは、それを1つにまとめてやるということでの一元化、それから作業的な部分でのミスをなくす、連動させるということです。このコンピュータの良さの1つはそこだというふうに思うのです。

それをわざわざ、基幹系と情報系に分けてという部分では、いわゆる秘密漏えいとか何か障害になつたらということの話なのですが、現実にはさきほど言いましたように31の町村の中でそこをやっているわけです。一元化した基幹系と情報系になつたということです。

○委員長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後12時00分）

（再開 午後1時00分）

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

溝部委員。

○委員（溝部幸基） 総合的に、全体的な行政システムをこの機会に見直さないとならないという部分の話なのですが、単にハード、今回投資する部分のランニングコストということだけではなく

て、今後このあと5年ごとにはもちろん見直しもするでしょうけれども、その間で起こりうるいろんな今の改革の問題、検討する段階で今までの5年間、これは財務システムの部分についてはリース期間を過ぎて2年間やったわけなのですが、その7年間のあいだに、例えば住基ネットの部分を含めて、あるいは介護の部分を含めて導入されているソフトを含めたハードの取り組みというのはあったわけですね。そういうものの費用の比較といいますか、そういうものをされているのかどうか。

そういったもろもろのものを全般的に比較検討して、そのうえで、この今までのシステムを同じような業者にするのが一番効率がいいということで判断をするのであれば、私は問題ないと思うのですが、今回の資料そのものを見ると、やはりそういう部分の比較検討が足りないと思います。

ですから、今言ったような5年ないし7年間のあいだで新たに導入をしたシステム、住基ネット、あるいは介護の部分を含めて、そういうものの増負担がどの程度のもので、例えばH I Dであろうが、町村会の情報センターであろうが、そういうものでやった場合との比較、この勉強会の際には町村会の情報センターの部分でやった場合の経費というものを示してくれていましたので、そういうものと比較してどうなのか。そういったトータルのものを全体的に経費の部分でも比較していかないとならないのではないのかなと思いますので、その辺の資料をお示ししていただきたいなと思います。

それから、住基ネット、あるいはHARPの構想、それらを含めてスタートしたのだから、それを元に戻すというのはどんでもないエネルギーというか、経費も労力もかかる。だから仕方ないのだという答弁をしきりにされていますけれども、本当は最初の段階で想定されるいろんな部分のものを検討していかないとならないのだと思うのです。住基ネットの部分を考えても、平成20年には、また新たに1,000万円を超える投資をしていかないとならない。導入の段階でも2,200万

円、保守、委託料を含めるとそれだけ投資をしてきている。投資に見合う分だけの効果というもの、さきほど来川岸課長が答弁していますけれども、現況届の部分とかパスポートの部分とかという話をしても、それを例えば費用に換算してみても、それを例えれば費用に換算してみてもどうなのかということと考えたら、全くそれは比較にならないほどの経費をかけているということになるわけです。住基ネットそのものの登録といますか、カードの発行も20人というそのものが確かに個人に対して強制するということではできないにしても、積極的にそれを推進したという方向は全く見られない。そういった中で、これだけまた同じような投資をするということについてどうなのか。

片一方で、自立プランの検討というものが、このような大雑把といますか、費用対効果の検討を超えて、相当厳しい負担金や、あるいは補助金等の関係の見直しを一方ではしているわけです。ということからすると、私はなかなかそういった部分の整合性というものがどうなのかという疑問をもちます。

あわせて、HARP構想そのものにしても、今はっきりは言っていないとは思いますが、うちのほうは申請用紙のダウンロードサービスの部分だけやらないわけですよ。そうしたら、この電子申請サービスまでもっていくというのにどうするのか。平成16年にスタートして、5年を一区切りとして考えた場合には半分を超えている段階ですね。今こう少ない状況ですと、申請そのものがないのだけれども、今後こういう対応でどんどん増やしていくような方向性を考えるのだというものがあれば、それはそれで納得するのかなというふうに思うのですけれども、そういう感じではないわけです。そういったものにトータル580万円、道の補助金を引いても500万円以上の負担をしているわけです。これだって、やはり自立プランの検討の部分を含めて考えた場合に、そういう部分で片一方では国、道ですから仕方がないのだという議論というのは、私はそんなぬるい検討の中での対応できるような財政状況ではないの

だと思います。本当であれば、より慎重に住基ネットの部分、矢祭町を含めた4市町の部分で対応しているくらいの慎重さがあっていいのかなど。別段、それがなくてどうなのだろうという気持ちにも、これは見た場合にはなりますよね。そうならないように、現況はこうだけれども、前向きにどうするのだという話がここになれば、私はどうかなと思うのです。

電子申請そのものを見ても、これはたぶん前の段階でも私は議論していると思うのです。電子申請した中で、交付そのものも済むと、交付を含めて、ここで申請が全部終わるということではないわけです。申請だけをして、そこでコピーしたものを窓口を持って行って交付してもらおうというような、そのためにカード発行に500円とられ、電子証明書に500円とられて、ICカードリーダーライターで3,000円とられるのです。数が頻繁に出るというものであれば、頻繁にこれを要求するというのであればわかりますけれども、この辺を考えても住基ネットのカードそのものがなかなか増えていかないという背景はこういうところにあるのだと思います。

別段、こんなに手間をかけてやって、家で申請がすべて済むのだということではないわけですから、そのために500円、500円、3,000円かけて、証明するためのものを作らないとならないというシステムが増えていくということ事態が、わかりませんよ、これは都市部含めて全体を考えた場合にはいくらかずつ増えていっているのでしょうけれども、なかなか増えていかない要素というのはこんなところにあるのだと。

ですから、もう後戻りできないのであれば、これをどう有効に活かしていくのか。仮に、例えば住基カード1枚増やしていくことによって、窓口の対応そのものがどんどん省略化していく。窓口に行く住民全員がカードを持ってくると、極端に言うと窓口の人員を1人削減できるのだという段階までなるくらいの、そういうスケジュールみたいなものを示しながら、その方向にいくというのであれば、ある程度これが何年か後には身を結ぶ

ので、今は初期投資で仕方がないのですよという話にもなるのですけれども、どうもその辺がなかなか納得しづらい部分だと思います。

それから、10ページの庁内LANの関係なのですが、ここの部分でホームページのつながりという考え方が出てこないというのがどうなのかなと思うのです。町のホームページを開きますと、12月の何日かにリニューアルをします。どういう形でリニューアルするのかが期待をしているわけなのですが、これも前から何度か話をしているというふうに思うのですが、情報公開の考え方の部分でもっと積極的に公開をしていく、情報公開条例を作っていますけれども、それはどちらかという受身の考え方なわけです。そうではなくて、できるだけ行政側から住民に対してどんどん情報を発信していく。

特に、前から言っているのは、町の諮問機関、あるいは庁舎内の管理職会議の資料とか、それから特に政策決定につながるそういったものの情報は逐次流すくらいのことをしなければならない状況がきているのだと。それで初めて、住民との協働ということに私はなるのだと思うのです。結果だけを示してそれをとる、あるいは検討の余地がない段階で情報を示して、どうですかみたいということではなくて、経過の部分もできるだけ情報を発信していくというところに大事な部分があるのだと思います。その部分で大きな役割を持つというのがインターネットであり、町のほうの受け皿としてはホームページがあるのだと思うのです。

そういった意味で、国のほうもウェブアクセシビリティ、これの直接の意味は障害者も含めて、誰でもがホームページ、インターネットに対応できるようなシステムを考えましょうという方針が、これは総務省そのものですすでにスタートしているわけです。特に、地方公共団体の部分の見直しをということでどんどんそういう情報も流れてきています。これは、たぶん議会のほうにきていますから、担当としては総務課の広報のほうだと思うのですが、それについてのシリーズで今年度の1

月くらいから毎月のように情報も流れているのです。別な観点からも、当然町のほうにもいろんな資料がきていると思うのですが、そういった要素も含めて、ぜひ今回のLANの部分の中には、庁舎の中に限らず、そこから一步踏み出すホームページにつながるそういった工夫を考えているのかなのか、これも教えていただきたいと思いません。

○委員長（平野隆雄） 花田春夫財務グループ参事。

○財務グループ参事（花田春夫） 溝部委員さんからは、相当数な質問でございましたので、ちょっと逐次メモを取りましたけれども、抜けていましたらあとでご指摘をいただきたいと思えます。

まず、1点目の財務会計に関する質疑でございますけれども、資料の2ページにもございますように財務会計については昭和61年に独自開発をして、以降20年が経過しているといったことで、端末プリンタ等の製造も製品も更新した場合は、なかなか更新がとけないような状態になるということも申し上げました。1番の住民記録等の関係の部分と財務会計とは切り離したものと考えていただければと思います。5ページにありますスケジュールも、実は住基等については平成19年6月でもってサポートが終了し、以降、稼動ができなくなるので、今回緊急に更新の手続きをさせていただきたいというのが主旨でございます。一方、財務会計については平成20年4月からの稼動を目指して、その間の事務をとり進めてまいりたいといったことで、2本にわたってそういうような提示をしてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、2点目の議会独自で勉強会をされたというふうに聞いていますのは、北海道町村会が進めています北海道情報センターですか、そちらのほうのお話もされていましたが、実は平成11年に導入する際に関係業者と申しますか、今のお話したセンターも含めてプロジェクトを立上げながらいろんな業務の検証、研鑽をした結果、SECのほうに決まったというような経過でござ

いまして、詳細については私も担当しておりませんでしたので、その辺はわかりませんが、そのときにはそういった情報センターも交えた検証をさせた中で、金額等、業務のシステム等の全般的、いわゆる総合的な判断のうえでSECに決まったというふうに伺っておりますので、その辺はとりあえず、ご報告を申し上げたいと思います。

情報センターについては、情報によりますと、当初、平成7年に設立されたというふうに聞いております。当時は、45町ばかりが参入していたというふうに伺っていますが、現在31町と合併の絡みもございましょうが減っているという状況にあります。実は、私どももその辺は具体的に話を突き合わせたわけではありませんが、一定程度の情報は交換をしながら、うちのほうの現状を踏まえて、事情をお願いしまして見積書もいただいたという経過がございます。その辺の比較検討については、のちほど申し上げたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、SECは先端をいっているというようなお話、いずれの会社も先端をいっていることは事実でございまして、ただ、その中にもシステム的に使いやすさとか、今回のデモンストレーションの中でもありましたけれども、やはりそれなりに会社としてアピールする部分でのシステム的には良いところがそれぞれあります。

ただ、全般的にさきほどの説明の中で申し上げましたように、使いやすさも含めてありますけれども、金額の問題、それと業務的なデータ移行した場合のリスクと申しますか、そちらのほうを考えますと、やはり現行のSECのほうの方がリスクも少なく、例えトラブルが今までもなかったということもございまして、移行した場合のトラブル等を、どんなトラブルが発生するか予見できませんけれども、移行することによってトラブルが発生したというようなことであれば、やはり窓口業務が大半でございまして、町民の方に迷惑をかけるわけにもいかないといった判断からSECの部分での資料を作らせていただいたところでございます。

ただ、SECも実は私どもの加入町村、渡島檜山あるわけですが、加入町村担当者レベルの中で連絡協議会を開きながら、常にバージョンアップできるような形での体制にはなっています。ただ、それが100パーセント動いているかというと、その辺はちょっとありますけれども、議員さん方が研修された情報センターの部分でも常にバージョンアップしていると、そのバージョンアップの仕方としても各町村の担当者が出て、それぞれのエリアの中での担当者が出て協議をした中でバージョンアップしているというふうに考えています。

そのことについては、前段で申し上げたSECもそれに変わるような形での部分での協議会もあってございますので、常にその辺はされているというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。先だっても、いろんな機会がありまして、SECには今後もセキュリティの問題、あるいはシステムのバージョンアップの部分を含めて、もう少し強固な形で組織をお願いしたいということも、実は申し添えているところでございます。

それと介護保険、今後のランニングコストのことを考えると、5年間のスパンで考えた場合の比較検討はどうかというお話でしたけれども、資料での他社の部分についてはここに載っておりますのでご参照いただければと思ひますが、その間にさきほど来出ている情報センターの担当者にもお出で願って見積書をいただきました。5年のスパンで考えますと、センターのほうの初期費用、次年度以降の負担金的な要素の部分を含めて経費を捻出してもらったのですが、1億537万5,000円という金額をいただいております。SECのほうと比較いたしますと、ここで5年間のベース、保守料含めての話ですが、その中では3,500万円ほど情報センターのほうが高いといった、初期ですからそういったデータ移行の部分含めて高くなるのかなというふうに想定しています。

ただ、次回以降の5年をスパンにした更新のことを考えた場合に、そのあとのものが大事だとい

うふうにおっしゃると思うのですが、その辺についても単純計算、法の改正は今後予想される部分、後期高齢だとか介護もおそらくこれから出てくるというふうと思うのですが、今のところはまだはっきりしておりません。それを除いたとしても更新にあたっては財務会計については、前回の部分が20年も経過、20年使えるかどうかはわかりませんが、今後できるだけ先延ばしに使っていきたいということを除きますと、いわゆる住民記録等の部分だけで申し上げますと、負担的な要素も含めて加味しますと、若干100万円弱が5年間のベースでSECのほうが安くなるような、そういう金額になってございます。

それらを総合しますと、やはりSECのほうがより有利性といえますか、ベターだなということになるかなと思ってございます。

それと、基幹系といわゆる情報系、これ実は情報センターさんほうから提示いただいたのは、一緒にできるのではないかという提案をいただいております。このことについても、るる内部で検討し、情報も入れた中ではやはり基幹系の業務は業務、情報系は情報系といったほうがセキュリティの部分、セキュリティもいろんな構築の仕方がありますから一概にそういうこともないかもわかりませんが、ただ私どもは常に町民を対象にした業務をしているわけですから、町民に業務がトラブって、その場で解決できない、あとから来てくださいということだけは避けたいなということを基本に考えますと、やはり基幹系の業務と情報系の業務については分けたほうがベターなのかなというふう内部で検討をさせていただきました。

以上のことから、SECのほうが有利かなということで内部的には結論を見出す方向性を出しているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平野隆雄） 川岸住民グループ参事。

○住民グループ参事（川岸勤） 住基ネット、HARP構想も含めて投資に見合う効果というふうな部分でございますけれども、さきほども説明し

ましたとおり、この住基ネットについては二面性をもった住民サービスが行われているというふうな状況があります。

そういう中で、全国市町村の中で4市町村が加盟していないと、ほとんどの市町村が加盟しているという状況の中で、やはり住民サービスのいろいろな部分での他市町村との変わらぬサービスということを含めると、確かに投資に見合う効果というふうな部分は薄れるかもしれませんが、その部分もまた大事な一面かなと考えています。

それと、住基カードでございますけれども、確かに住基カードの交付申請者は20人よりいませんけれども、そういう中で平成13年度に始まってから徐々に増えて20人ということでの交付申請なのですけれども、それにつきましても今後はPRして、積極的にカードの交付を受けるような形の中で、電子申請もありますけれども、一般的な部分での活用という、身分証明書も含めた形の中で、活用できるのですよという形の中でのPRはしていきたいというふうには思っています。以上です。

○委員長（平野隆雄） 土門企画グループ参事。

○企画グループ参事（土門修一） さきほどの質問の中で、HARP構想のこと、それから電子申請のこと、それからホームページのことについてご質問がありましたけれども、先だっけの国の会計検査のことがNHKの中で取り上げられていまして、実際に国の会計検査においても、国における電子申請の関係のことに関して、国の申請事務97パーセントが電子申請が可能のような状況にシステム開発等が進んでいます。

その中で、0.9何パーセントしか利用度がないということの指摘がNHKの番組の中で放送されていまして。その中で、電子申請が実際に少ない隘路となる部分、ネックとなっていることの大半は個人認証に複雑さが多いということで、その辺のことから利用状況がなかなか伸びない原因になっているのではないかとということが放送されていまして。

また、そのあと函館新聞か道新かちょっと定か

ではないですが、函館市の電子申請に関しても記事がございまして、函館市でも電子申請を進めているわけですが、利用率が非常に低いということで、その解消に向けてさらに各施設の電子予約システム等を導入することで改善が図られないか検討しているという記事もございました。

私たちの福島町としまして、HARP構想に関しては町ものその中に参加しておりまして、全体で500万円以上の金額をそこに納めて、道の構想に沿った形で電子申請なり、電子申請の前段階の様式のダウンロード等もサービス、様式のダウンロードのサービスは現在は提供しているわけですし、今回お諮りしております電子申請に関する条例の制定に関しても、これから進めていくわけです。

そういった観点から国のほうの会計検査で指摘されるような、電子申請がさらに増えるような改善策の措置が国のほうにおいても、もっと簡便なもので済むような形、住基カードが必ず必要だとか、そういったことではないような、もっと簡便なシステムに国自体が認めていくようなことにならないものかなというふう感じて、その番組を見ておりましたけれども、HARP構想に関してはこれまでも費用負担をしてきている関係から、町としてはその費用負担に見合う成果品が必要なのではないかなということも感じております。そういった観点から、ダウンロードのサービスでありますとか、今ご審議いただいております電子申請の事務を推進していくことですか、そういったHARPの中での成果品をうちのほうとしても、それを活用していくことが必要ではないかなというふう考えているところでございます。

それから、ホームページの関係でございまして、ホームページに関しては、この12月からリニューアルする方向で今作業を進めているところでございます。ただ、その予算の中でリニューアルしますので、全く新しいということにはなかなかかなりづらい部分もありますけれども、サーバの容量、能力に関しては現在の2倍程度に高め

る予定もございます。

溝部委員からご指摘の住民への情報発信をもっともっと増やすべきだと、いろんな諮問委員会関係、それからそれに関する資料等をもっと住民に提供すべきだというご意見でございまして、サーバの容量を増やすことでそういったことへの機器としての対応は、ある程度可能になってくるのかなというふう感じておりますので、どの辺まで情報公開が可能なものか管理職会議等部内で検討してみたいというふう考えております。

○委員長（平野隆雄） 溝部委員。

○委員（溝部幸基） 平成11年の段階に切り替えがありまして、その段階で検討したと。その段階では、町村会の情報センターの部分も含めて全体で検討した結果SEC、その前もSECですから継続してSECを対応するという事に決まりました。ですから、その段階で検討していますと、だからもう検討の余地がないというふうな感じにとれるのですけれども、私はそうではなくて、状況が変わっているというふうに思いますし、平成11年から現在に至る部分の中で繰り返しますが、それぞれ情報センターのほうの構成町の現況を踏まえてソフトの開発もし、バージョンアップもしながら今日に至っているわけですよ。

そこで1つは、移設費用の部分の話がこの平成11年の際にも問題になりました。私は、大きくはその部分だったと思います。もう1つは、やはり職員が大変なわけですよ、切り替えるわけですから、もちろん慣れた作業が今度は違う方法に変わるわけですから、基本ベースはそんなに変わらないのしょうけれども、変わる部分への不安、そういうものもあるのだと思いますけれども、私は現況の状況でさきほど言いましたように、180市町村の中の少なくなったとはいえ31町村がやっているわけですから、そこが問題なくて福島だけが問題とかという話ではないわけですから、同じような行政の形態で基本的な作業というのは、これは全国どこの町村でもだいたい同じようなことをしているわけですから、特殊なものを行っているわけではないわけですから、そんなにセキュ

リティ含めて不安なことというのではないだと思います。

それと、情報センターそのものの部分が、さきほど来言いました基幹系と情報系のもは一体でということで、それはなぜかと言うと、やはりハードそのものが一緒にすることによってだいぶ違うということです。身近に考えると、職員の部分で情報系のパソコンと基幹系のパソコンの2台を置かないとならないと、それがなくなるということです。職員個々の分が1台で済むということです。あるいはサーバの部分の数の問題、それらもあるわけですから全体的なハードの投資の部分は少なくなるというふうに私は聞いています。違うのであれば、違うということではいいと思うのですが、そういったものも含めて、私は比較検討するものが出てきて、はじめてそれを良い、悪いということになるのかなど。財政的な部分です、これは検討すべきだと思います。

特に、平成11年度の状況と財政状況が全然違うわけですから、そこも含めて、これまでの経緯を反省しつつ、今後の予測されるそういった新たなソフトの部分とか、今出てきているだけでも後期医療の関係の部分もありますし、それから介護の部分も含めて、当然長くても5年周期でまた国の政策そのものが変わるごとに、どんどん変わっていくわけです。

そういう場合の対応も、これはさきほど比較してみると、情報センターのほうが高いという言い方なのですが、どうもその辺でちぐはぐなような気がして、例えば住基ネットのシステムの調達の関係ですか、情報センターの場合は、これは平成13年度になっていますけれども、その段階では何町村かわかりませんが共同調達、1町のハードの負担が215万円です。これが福島の場合は、この資料を見る限りでは1,200万円、このくらいの違いがあるという部分は単価そのものの違いなのか、あるいは今言ったように基幹系と情報系の一体ということでの数の違いということなのか。その辺もちょっと分析しなければわからないのですが、結果的にはこういう開きがありま

す。あるいは、住基ネットの関係の関連修正の部分を含めても、これは情報センターのほうが241万円となっていますけれども、ここを見ますと800いくらになっていますよね。そういった数字があるわけです。

ですから、できれば平成11年、あるいはそのあとでもいいですから、今までに至るそういう対応で途中でソフトの部分が変わったり、新しい作業的なものが国の政策で変わったような部分のものがいくらで対応してきているのか。その比較を情報センターでやっている部分、あるいはHIDでやっている部分を比較してみて、それでこの5年間なり、何年間かのあいだにそういった部分の比較がどうなのか。単に、初期投資の部分の比較だけではなくて、そういったものもまた比較をして、トータルでどうかというふうなことも検討する機会だと思うのです。

ですから、今回の資料ではそういったものが見えてこない。例えば、HIDとの比較というのは最初の部分だけで住基ネットやそのほかのものはなにもそれがない。ただ、一括購入した場合、備荒資金を使った場合とリースの比較というふうには出てこないわけですから、これではちょっと本来の入札というところまでいく前段の予備的な比較ということにならないわけですから、ちょっと私は比較検討にはならないというふうに思います。トータルして、やはり基本的なデータ、さっきの移設費用も含めて、そういうものがきちんと出て、データも全部揃えて、そのうえでSECがどうなのか、HIDがどうなのか、情報センターがどうなのか、そのほかにあるかもしれない。それも比較検討したうえで、財政的にSECが良いのですよということであれば納得するのでしょうか。なかなかそういう感じには、私は今のデータの部分ではなり得ませんのでどうなのでしょう。

それから、情報センターそのものの40いくつあったものが31になったと、合併もありますけれども、ただ、新聞報道等で見ていると思うのですが、例えば、奈井江町が中心になって新しいシステムの開発をしていると。そこのつながりも情

報センターの絡みのつながりなのですね。中標津とかもその中で出てきていますけれども、そういうものもありますので、単純に不具合があって状態が悪いから減少したということではないので、その辺だけはきちんともう少し情報センターそのものの状況も調べてほしいと思います。これは間違いなく、町村会が推進してやっていると。

私は、これが普及しない妨げになっているのは、今言ったように民間ベースの小さい会社があつてもあって、その移行の関係の負担とか情報をなかなか提供しないとか、そういう部分が1つのネックになっているのではないのかなと思います。道のHARP構想含めた対応もいろいろと研究をしているようですので、私はこの機会にもう一度、その辺の精査をしたうえで最終的な判断をするべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、HARP構想とかLGWAN含めたものというのはなかなか難しい問題だとは思いますが、最初にも言っているとおり、これは後戻りできないのであればできないで、もっと積極的にそれを推進するというを進めるべきだと思います。

ただ、HARP構想そのものもこの段階から発展して、できれば財務会計含めた全般的なこういったシステムを一元集約するような形になることが理想の形ですし、そういう方向を目指しているということでスタートしたのですが、なかなかそういう状況にはないということも聞いております。今のこの状況だけで終わるといふのであればいかなものかなという疑問も持ちますので、それは今度、首長なりが道のほうに向かっていろんな形で発言していくということになるのでしょうかけれども、その辺の部分も明確に修正するのであれば修正する方向、あるいはそれに向かっていくのであればそれに向かってのスケジュールみたいなものも、やはりきちんと把握した中でそれに基づいた各市町村のシステムのあり方みたいなものもまた変わってくるのだと思いますので、本家本元、大元の部分がグラグラしているのに、そういうこ

ともまた市町村それぞれのものが一体につながっていかないという部分の要素になっているのではないかなという気もしますので、機会をつくってどんどんそういった発言をしていくようにしていただければと思います。

○委員長（平野隆雄） 花田春夫財務グループ参事。

○財務グループ参事（花田春夫） 大変、ハードルの高いご指摘だと思って聞いておりましたけれども、まず、何かSECありきで動いているかのごとお話されて検討の余地がないようなお話がありましたけれども、決して、そういうことではございませんので、さきほど金額のことをちらっと申し上げました。いわゆる今年度負担の部分、ランニングコストですね。

さきほど、若干お話しましたけれども、後期高齢だとか介護だとか、これから想定されるだろうシステムも実はちらちら聞いていますが、今の段階ではまだはっきりしていない部分なのですが、その辺の額的にどうのというような形にはちょっと今のところはならないのかなということだけは、まずご理解いただきたいなと。

それを除いて、現段階の稼働されています財務会計含めてですけれども、情報センターの担当者の方と2回ほど打ち合わせをした中で、金額がはじき出てきたのが初年度はどうしてもデータ移行だとか、そういう部分では高くなるのが通例かなというふうに思います。加えて、総合的に判断したという1つの中には、さきほど申し上げたように、今のSECのデータを全く無にして新たにやるとすれば、極端な話、データパンチをしないとしない業務が出てきます。

ただ、パンチだけではなくて、それが業者だけがやってくれる話ではありませんから、必ず、現課それぞれの業務として確認行為があります。それにおそらく半年くらいかかるだろうというふうなお話も、実は内々にしてございます。そういったことを考えると、やはり町民の窓口に支障をきたすことはなるべく避けたいと。加えて、その半年の期間、現在のSECの部分は当然稼働されな

ければ本来の業務はできませんから、そうすると半年間といえども平成19年6月以降の新たな経費も片一方では出てくる。

ですから、そういったことであればリスクがちょっと大きいかなということは、まず私どもの考え方でございます。そういったことからすると、特に心配されるのは、これは法的にまだ確認しておりませんが、データ移行の際に印鑑登録の業務がちょっと心配な部分が話をされています。今、印鑑登録も印影でもって電子処理していますけれども、それがデータ移行することによって100パーセント変換できるかどうかということをごの業者に聞いても危うい話だと聞いておりました。

それは、最終的に100パーセントのものにするのであれば、新たに町民の方に登録をするような形も出てくるかもしれないというようなことも聞いておりますので、そういったもろもろの部分含めて業務だけを考えると、その心配が多く常にありますので、その辺の1つはクリアするのに大きなハードルかなとは思っています。金額的には、電子情報システムのセンターのほうですけれども、さきほど申し上げましたように、初期から5年間、これは5年間のベースで算定を考慮しておりますので、5年間ですと保守管理、いわゆるセンターのほうは負担的な要素もさきほど申し上げたようにありますので、それらトータルでいきますと1億500万円ほどの金額が提示されております。SECのほうは、保守管理も含めて7,000万円ほど、そこで3,500万円くらいの差が出てくるということですので、当初5年間だけでそういう形が出てくるというふうに危惧しています。

それと、例えば5年以降のさらなる更新をした場合にどうかということを見ると、さきほどの法的な改正の部分は別として考えた場合に、今現在の見積書をもった段階での5年ベースで考えると、これもやはりセンターさんでいきますと5,600万円ほどかかるような算出になろうかと捉えています。

一方、SECのほうは保守も含めて財務会計は

できるだけ長く使いたいですから財務会計の部分は外して、これはセンターのほうもそうなのですが、それだけ考えてSECのほうで5,500万円、ここで約100万円くらいの差が出ている。概算見積りですから、のちほどその辺、きちんとした場合には変わってくる可能性もあるのでしょうかけれども、現在の中ではそういった金額が5年後の更新のときにも、出てくるということです。額だけにとらわれる話ではないのでしょうかけれども、さきほど言った業務のことも考えますと、やはり総合的に判断をすると現在のSEC、とりたててこれまで大きなトラブルもなく運用してきたという、これは今まで5年間、6年間のあいだお互いに職員も会社も研鑽しておりますので、これからもその辺はしていかないとならないことでしょうかけれども、そういったことからスムーズに運用できるのかなという思いで、こういう形で提案させていただいております。

できれば、HARP構想にある部分に情報システムセンターのほうも実は加わるような、そういう申し入れも今のところされておりますけれども、決定されたかどうかわかりませんが、いずれ将来的には北海道町村会が進めるものにも上手くHARP構想と相まってリンクできれば、いちばんベターなことかなとは思いますが、現在の段階ではまだHARP構想も、これからの段階的な進め方でしょうかけれども、その辺は年数のかかることかなというふうなことから判断しますと、そういう形で私どもは方向付けをさせていただきたいというふうにお願いをしまして、説明に変えたいと思います。

○委員長（平野隆雄） 竹下助役。

○助役（竹下泰弘） さきほど、溝部委員からHARPの話でございますけれども、ご覧のとおり平成18年の4月3日から運用開始はしているわけでございますけれども、先般の10月16日に北海道町村会会長宛てに電子自治体の運営協議会の会長から現状報告ということで書類がきております。その中には、すでに町村ごとのオンライン条例の制定だとか、そういったものが現在までで

34団体が活用を開始しているわけでごさすけれども、これからは道の電子申請事務も7月からHARP共同システムのほうに移行しているわけでごさす、電子申請システムの効率的なものを実現するというところで住民の利便性の向上を目指しているという報告がきてごさす。

しかしながら、さきほど溝部委員がおっしゃったように、HARP構想については最初の取り組みからいろいろ問題があるわけでごさす、そういうものを含めて、あとには引けないわけでごさすので、これからはさきほど溝部委員がおっしゃったような多岐多様な面にわたって、例えば教育福祉、そういったものの基幹システム、これらの共同利用についても具体的な検討をしなければならない。

そういうことよってコスト縮減につながっていくということでごさすので、うちの町長のほうも渡島のほうの役員をしておりますので、この前、2人で雑談をしましたけれども、これについては積極的に発言の場所をいただいて発言していきたいということでごさすので、そういうことにご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時52分)

(再開 午後 2時10分)

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

花田春夫財務グループ参事。

○財務グループ参事（花田春夫） 溝部委員さんから指摘いただきました。

確かに、より具体的な比較検討をしなければ基本にならないのかなというふうな思ひで聞いていましたけれども、ちょっと時間をいただいて、せっかくこの場でSEC、HID、それと情報センターと3社の名前しか出していませんけれども、その3社に限ってだけでも資料をもう1回精査した中で提示をして、業務的なことはさきほど来申し上げたとおりデータ移行した場合は、こうだと

というようなことも皆さんはたぶんご理解いただいたと思うのですが、金額の部分で比較検討、いわゆる後年度のランニングコストの部分で比較検討の部分の資料を作らせていただいた中で、大変申し訳ないのですが、もう一度その辺ご検討いただければなというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

当然、住基ネットの部分含めて、そういう形で資料を提示させていただければなというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（平野隆雄） 溝部委員。

○委員（溝部幸基） ちょっと確認の意味ですけれども、さっきから議論しているように、SEC、HIDに対して町のほうで要求した見積りといひますか、その資料の内容と情報センターで提示したものが基本的に違うわけですから、その総合行政システムという考え方で、今福島でやっている全体のを1つにまとめていくという方法、基幹系と情報系のをまとめて1つにしていくということの中で検討したシステムですから、その辺も加味したSEC、あるいはHIDのほうのものも、ある程度お願ひするというにしないと比較にならないわけです。

その際に、もう1回確認しますけれども、移行の際の費用、そこが1つのネックになると思ひますので、その辺が今回出ていたHIDの1,300万円ですか、これで済むのかどうなのか。これで済まないのであれば、その辺も明確にしたうえで検討しないと、何かその部分で前に進めないような、私は平成11年の段階でそういう感じを受けましたから、そういうことのないように、想定されるデータはすべて出して、そしてその条件をすべて3社に提示をしたうえで、さらに検討をしていくということの資料を揃えていただくようお願いをして、質問を終わります。

○委員長（平野隆雄） ほかに。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時12分)

(再開 午後 2時13分)

○**委員長（平野隆雄）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、ただいま議題となっております調査事件1住民記録等電算システムの更新については、さらに調査を要するものと思われまますので、継続調査にいたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**委員長（平野隆雄）** ご異議なしと認め、本件については継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時14分）

（再開 午後 2時46分）

○**委員長（平野隆雄）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

閉会中の所管事務調査事件は、1、住民記録等電算システムの更新について、2、福島町国民保護計画について、3、その他所管に関する事項についてとし、平成18年第4回定例会に閉会中の所管事務調査事件として、申し出をしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**委員長（平野隆雄）** ご異議なしと認め、ただいまお諮りした内容で、平成18年第4回定例会に閉会中の所管事務調査事件として、申し出をすることに決定いたしました。

次に、その他について、何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○**委員長（平野隆雄）** 以上で、本日の案件の調査は終了いたしましたので、総務教育常任委員会を閉会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時47分）